

2023年4月25日

〒522-8588
滋賀県彦根市宮田町591番地1
フジテック株式会社
代表取締役 岡田 隆夫 様

〒530-0001
大阪府大阪市北区梅田一丁目1番3-914号
株式会社ウチヤマ・インターナショナル
代表取締役 内山 高一

株主提案権行使書

株式会社ウチヤマ・インターナショナル（以下「弊社」といいます。）は、6か月前より引き続き、フジテック株式会社（以下「フジテック」といいます。）の総株主の議決権の3%以上の議決権（5,043,969株）を有する株主です（弊社代表取締役個人及び弊社関連会社等の保有株式を含めると、フジテックの約10%の議決権を保有しております。）。

弊社及び弊社代表取締役は、フジテックの創業家、大株主、そして元社長として、フジテックの経営理念「人と技術と商品を大切に、新しい時代にふさわしい美しい都市機能を、世界の人々とともに創造する」を基に、常に変化に即したガバナンスを通して企業価値ひいては株主共同の利益の確保と向上を目的として会社の舵をとってきました。

しかし、昨年以來、香港を拠点としケイマン諸島のアクティビストファンドを運営するオアシス・マネジメント・カンパニー・リミテッドら（以下「オアシス」といいます。）によるキャンペーン及びたくみな世論操作による社外取締役の入れ替えにより、フジテックの経営はまさにオアシス一色になってしまいました。その結果、現在のフジテックでは、短期的売り抜けを目論みこれを志向するオアシスからの要求が全て、そしてそれのみが達成される事態となっており、よりよいガバナンスを通じた持続可能な企業価値ひいては株主価値の向上の観点から非常に憂慮される状況となっております。

しかも、この状況は現在一層強まり、フジテック社内は混乱し、オアシスへの迎合を強いられている上層部がオアシスの短期的売り抜けのための施策のみにとらわれ、直近の業績発表を見ても正常な経営ができているとは到底思えません。例えば、新しい社外取締役が就任して約3か月が経過しましたが、中期経営計画の改定も何らなされておらず、ビジネスプランも打ち出すことができておりません。ここ数週間では、株主、取引先、協力会社、従業員、そして執行役員メンバーから多くの懸念や心配の声が寄せられており、現在の取締役体制では正常な経営や日々の事業運営がされているとは到底思えません。

明らかに、オアシスの行動は、今までの発言等によって指摘していた会社の企業価値や

ガバナンス向上が真の目的ではなく、2023年4月19日の日経新聞のインタビューでセス・フィッシャー本人も示唆しているように、常套手段の一環として会社を売却する等して売り抜けることが真の目的と判断せざるを得ません。さらに、日経新聞及びブルームバーグのインタビューで、セス・フィッシャーは、社内の執行側取締役への退任要求を行いました。これも売却準備の一環と捉えることが可能であり、実現されれば、会社は日々の事業運営すらできなくなる可能性があり、フジテックにさらなる混乱が生じることは確実です。既に、オアシスは、本性を現し、「衣の袖から鎧は見えている」わけで、オアシスの横暴は許すべきではありません。フジテックのエレベーターやエスカレーターは国内外の多くの民間や官公庁の建物に納入されており、社会インフラを支える重要な役割を担っており、安易な売却は様々な観点から問題だと考えております。

そもそも、議決権として約16.5%しか保有していないオアシスが、現状においてはフジテックの取締役全員に影響を及ぼし、大半の株主の声が反映されない点に大きな問題があると考えます。

弊社は、大株主として、この混乱を容認することはできないと考えており、フジテックの経営とガバナンスの両方を立て直せる取締役を選任すること等が急務と考えて、本提案に及びました。

現下の状況では、現取締役会がオアシスの要求をそのまま飲んでおり、これは大問題であり、取締役会での直近の決議等から判断すると、取締役が企業利益及び一般株主の利益を確保し向上させるための独立性を有しているとは言えません。弊社としましては、フジテックの企業価値・株主価値を確保し、継続的に向上させるために、真に独立している役員が必要と考えます。

つきましては、会社法第303条、同第305条、同第325条の4第4項に基づき株主提案権を行使し、次の各事項を請求します。

- 1 下記第1の事項を、令和5年6月21日に開催されるフジテック第76期定時株主総会における会議の目的とすること
- 2 下記第2乃至第10の議案の要領及び提案理由について、電子提供措置を取ること

記

第1 会議の目的事項（議題）

1 第1号議案

取締役8名選任の件

2 第2号議案

定款の一部変更の件（特定の株主に対する情報提供等の禁止）

3 第3号議案

定款の一部変更の件（業務執行に関する検査役の選任）

4 第4号議案

社外取締役に対する報酬の額改定の件

5 第5号議案

取締役に対する報酬の支払条件（クローバック条項）の件

6 第6号議案

定款の一部変更の件（クローバック条項）

7 第7号議案

定款の一部変更の件（取締役会の議事の録音等）

8 第8号議案

剰余金の処分の件

9 第9号議案

剰余金の処分の件（加算配当）

第2 第1号議案の議案の要領及び提案理由

1 議案の要領

以下の8名をフジテックの取締役として選任する。

社外取締役候補者 木村 一義（キムラ カズヨシ）

同 西川 徹矢（ニシカワ テツヤ）

同 小手川 大助（コテガワ ダイスケ）

同 萩谷 麻衣子（ハギヤ マイコ）

同 杉原 伸生（スギハラ ノブキ）

同 津田 晃（ツタ アキラ）

同 沖本 普紀 (オキト ヒロキ)
 同 U e n i s h i K e n j i (※)

※ U e n i s h i K e n j i 氏は米国籍であるため、氏名をローマ字で表記しています。

2 提案の理由

社外取締役候補者8名の略歴等及び同人らを社外取締役候補として提案する理由は次の通りです。なお、推薦する社外取締役候補者はすべて独立しており、人材紹介会社よりメンバー選定を受けて、推薦するものです。弊社としては、専門エレベーターメーカーとして、世界の頂点を目指すための様々な観点を提供できるメンバーを選定できたと自負しております。

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴
1	木村 一義 1943年 11月12日生	1967年4月 日興証券株式会社(現 SMBC 日興証券株式会社) 入社 2000年3月 同社 取締役副社長 2001年6月 日興アセットマネジメント株式会社 取締役社長 2005年6月 日興コテリアル証券株式会社(現 SMBC 日興証券株式会社) 取締役会長 2007年2月 株式会社日興コテリアルグループ 代表執行役会長 2011年6月 日立工機株式会社 社外取締役 2012年6月 スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役 2012年6月 大和ハウス工業株式会社 社外取締役 2012年11月 株式会社ビックカメラ 取締役 2012年11月 株式会社コジマ 取締役 2013年9月 株式会社コジマ 代表取締役会長兼社長代表執行役員 2020年6月 スパークス・グループ 株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年9月 株式会社コジマ 取締役 2020年9月 株式会社ビックカメラ 代表取締役社長 2023年3月 株式会社ワールド・ホールディングス 社外取締役(現任)

<p>2</p> <p>西川 徹矢</p> <p>1947年</p> <p>6月1日生</p>		<p>1972年4月 警察庁入庁</p> <p>1989年8月 警視庁刑事部捜査第二課長</p> <p>1991年1月 警視庁刑事部参事官兼防犯部参事官</p> <p>1993年4月 和歌山県警察本部長</p> <p>1998年3月 新潟県警察本部長</p> <p>2005年8月 防衛庁長官官房長</p> <p>2007年1月 防衛省官房長</p> <p>2007年12月 明治安田生命相互保険会社顧問</p> <p>2009年8月 内閣官房副長官補</p> <p>2011年11月 損害保険ｼﾞｬﾊﾟﾝ日本興亜株式会社顧問</p> <p>2012年1月 弁護士登録(第一東京弁護士会)笠原総合法律事務所入所</p> <p>2012年6月 株式会社太平エンジニアリング 社外監査役(現任)</p> <p>2013年5月 株式会社セプト 社外監査役(現任)</p> <p>2013年6月 株式会社ラック社外取締役</p> <p>2014年6月 清水建設株式会社社外監査役</p> <p>2016年3月 公益社団法人岩谷直治記念財団評議員(現任)</p> <p>2016年3月 岩谷産業株式会社特別顧問(現任)</p> <p>2018年7月 一般社団法人日本宇宙安全保障研究所監事(現任)</p> <p>2018年12月 株式会社創建社外監査役(現任)</p> <p>2019年10月 公益社団法人斯文会理事(現任)</p> <p>2020年6月 公益社団法人講道館理事(現任)</p>
<p>3</p> <p>小手川 大助</p> <p>1951年</p> <p>5月3日生</p>		<p>1975年4月 大蔵省(現財務省) 入省</p> <p>1979年6月 スタンフォード大学大学院 経営学修士(MBA)</p> <p>1996年6月 大蔵省(現財務省) 証券局業務課長</p> <p>1998年6月 金融監督庁 監督総括課長</p> <p>2003年7月 財務省 大臣官房審議官</p> <p>2005年7月 同省 関東財務局長</p> <p>2006年7月 同省 理財局次長</p> <p>2007年7月 IMF 日本政府代表理事</p> <p>2011年2月 一般財団法人ｷﾞﾝｸﾞﾙｰﾌﾞ戦略研究所 研究主幹</p> <p>2011年5月 株式会社ﾊﾞﾙｺ 社外取締役</p> <p>2012年4月 株式会社ｽﾄﾘｰﾑ 社外監査役</p> <p>2012年5月 株式会社セプト 社外取締役(現任)</p> <p>2013年5月 いちごグループホールディングス株式会社 社外取締役</p> <p>2018年4月 株式会社ｽﾄﾘｰﾑ 社外取締役(現任)</p> <p>2019年1月 株式会社ツネインホールディングス社外 取締役(現任)</p> <p>2020年4月 大分県立芸術文化短期大学 理事長兼学長</p>

4	萩谷 麻衣子 1966年 1月13日生	1996年3月 弁護士登録 1998年4月 東京弁護士会人権擁護委員会 副委員長 2003年4月 東京弁護士会人権擁護委員会 副委員長(2回目) 2005年4月 日本弁護士連合会綱紀委員会 嘱託弁護士 2010年6月 日本女性法律家協会 幹事 2014年6月 日本女性法律家協会 副会長 2019年6月 海外需要開拓支援機構 社外取締役(現任) 2021年6月 海外需要開拓支援委員会 委員長(現任)
5	杉原 伸生 1949年 1月8日生	1989年 ベルコテア CEO 1997年 Filon SARL CEO 2000年 ABC Diamonds 代表取締役 2018年 一般財団法人 杉原千畝記念財団 名誉顧問(現任)
6	津田 晃 1944年 6月15日生	1968年4月 野村証券株式会社入社 1987年12月 同社取締役 1991年6月 同社常務取締役 1996年6月 同社代表取締役 専務取締役 1997年6月 日本合同ファイナンス株式会社(現 株式会社ジヤフコ) 代表取締役 専務取締役 1999年4月 同社代表取締役 取締役副社長 2002年5月 野村インバスター・リレーションズ株式会社 取締役会長 2005年6月 日本ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役 取締役社長 2005年6月 日立キャピタル株式会社 取締役 2009年6月 株式会社西島製作所 監査役 2009年8月 宝印刷株式会社 取締役 2013年6月 一般社団法人 企業研究会理事(現任) 2015年6月 株式会社西島製作所 取締役 2018年4月 一般社団法人日本コンプライアンス推進協会会長 会長(現任) 2019年6月 ハス株式会社社外取締役 2019年12月 株式会社 FCE Holdings 社外取締役(現任) 2021年6月 株式会社北日本銀行社外取締役(現任) 2021年9月 宝印刷株式会社顧問(現任)
7	沖本 普紀 1962年 6月23日生	1986年4月 株式会社富士銀行(現みずほフィナンシャルグループ) 1997年4月 A.T.カーニー株式会社 1999年4月 SBIホールディングス株式会社(旧ソフトバンク・ファイナンス) 2004年10月 トリンプ・インターナショナル・ジヤパン株式会社 取締役 CFO 2006年2月 リアルコム株式会社(現 abalance) 取締役 CFO 2008年1月 ニクスコー株式会社 執行役員副社長 CFO 2008年8月 アリックスパートナーズ・アジア・LLC ティレクター 2012年9月 合同会社サネット・マネジメント 代表社員(現任) 2013年10月 アンカー・マネジメント株式会社 代表取締役

		2019年8月 ポストン コンサルティング グループ パートナー 2020年6月 Fiducia 株式会社 代表取締役 2023年4月 株式会社 Olive Union 社外取締役(現任)
8	Uenishi Kenji 1953年 8月11日生	1983年6月 Acoustic Technology Inc. (ボストン、米国) 1985年7月 Vigyan Associates Inc. (バージニア州、米国) 1987年7月 GE Aviation 本部 先進技術研究開発事業部 (ハワイ州、米国) 1997年3月 GE Aviation 本部 日本支社 2008年1月 GE Energy 本部 Asia-Pacific Region (アジア太平洋地域) 2013年10月 株式会社リクシル(Lixil) 2017年7月 株式会社サグティ

1 各取締役候補者とフジテックとの間には特別の利害関係はありません。

2 木村氏、西川氏、小手川氏、萩谷氏、杉原氏、津田氏、沖本氏、Uenishi 氏が社外取締役に選任された場合、同氏らとの間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任賠償限度額は、法令が定める最低責任限度額を限度といたします。

(1) 木村 一義氏

木村一義氏は、日興証券株式会社の取締役副社長、日興アセットマネジメント株式会社の取締役社長、日興コーディアル証券株式会社（現SMB C日興証券株式会社）の取締役会長を歴任し、40年以上にわたる日本の証券業界での職務を通じて日本の資本市場に貢献してきました。

その後、日立工機株式会社（現 工機ホールディングス株式会社）や大和ハウス工業株式会社の社外取締役を務め、同時に、株式会社コジマの代表取締役社長を歴任した後、2020年にはコロナで苦戦を強いられていた株式会社ビックカメラの代表取締役社長に就任し、証券業界で培った経営力を活用して各社の収益性向上及び後任経営者の育成に貢献しました。

現在は、スパークス・グループ株式会社及び株式会社ワールドホールディングスの社外取締役を務めております。

木村氏は、証券業界の実務経験を通じて培ったフェアディスクロージャー・ルール等の投資家保護に関する徹底した意識を有しており、また、市場での評価が企業価値のフェアバリューであるという考えを持っています。木村氏には、市場・投資家目線で変化する時代の課題を吸収しながら行う企業価値の持続的成長こそが企業のミッションであるという観点から、企業のガバナンスを経営者や社外取締役の立場で実践、助言してきた実績があります。

さらに、木村氏は、企業の持続的成長のキードライバーは「従業員エンゲージメントの向上」であるとして、人的資本への投資にも強い信念を持ち続けておられます。

以上の経験や実績から、木村氏はフジテックのコーポレートガバナンスの向上及び長期的な企業価値向上に大きく貢献できると判断し、木村氏の社外取締役への選

任をお願いするものであります。

(2) 西川 徹矢氏

西川徹矢氏は、警察庁入庁後、汚職事件、大型知能犯事件の捜査を指揮し、警察庁警備局外事課付・外務事務官に併任され、外務省研修を受けた後、在フィリピン日本大使館勤務となり、当時のマルコス政権末期の情報収集や動静把握等に從事した経験を有しております。また、警視庁刑事部及び防犯部の幹部指揮官として、インサイダー事件の捜査指揮や超大手スーパーの総会屋事件にも取り組んだ実績があります。

さらに、防衛参事官として防衛庁内のITを一手に担うサイバー担当となった他、人事教育局長としての人事指導行政の遂行や防衛庁官房長として「防衛庁の省への移行」問題に從事した経験があります。

現在は、弁護士として、企業法務、一般民事、企業犯罪関連事件に関与しております。

西川氏は、国内外の不正・犯罪行為及び企業不祥事の対処における卓越した実務経験並びに大規模組織の運営及び改革遂行能力を有しており、危機管理、不祥事対応、ガバナンス及びリーガルの分野において、コーポレートガバナンスの強化を図っていただけるものと判断しました。

なお、西川氏は、2017年秋の叙勲において、「瑞宝重光章」を受章しております。

(3) 小手川 大助氏

小手川大助氏は、大蔵省入省後、大蔵省証券業務課長として、三洋証券、山一証券の整理を担当し、のちに金融監督庁の課長として長期信用銀行、日本債券信用銀行の公的管理を担い、日本政策投資銀行の再生ファンドの設立及び産業再生機構の設立を行うなど1990年代の後半から日本の金融危機の対応をしてきました。

また、日本の地位を5位から2位に押し上げた世界銀行の増資交渉、円ドル委員会、構造改革協議、WTOの金融サービス交渉、日米包括協議、OECDの移転価格税制ガイドラインの設定等の数多くの国際交渉を担当したほか、OECD租税委員会の副議長として、ブラックリストの設立に至ったOECDの「税の競争」委員会を設立しました。その他にも大蔵省の大臣官房、主計局（外務省、経済協力担当）、主税局、理財局、国際局の要職を歴任しています。

さらに、IMF日本代表理事としてリーマンショック以降の世界金融危機に対処し、特に、IMFの資金の増強のための新規借入取極め（NAB）の最終会合の議長を勤めて6000億ドルの資金増強の合意に導きました。

小手川氏は、ハーバード大学ビジネススクール、タマサート大学経済大学院、リンクアンユージネススクールなどで特別講義を行った実績を有しています。

小手川氏には、世界最高水準の国際経験並びに金融、事業再生及び企業経営を横

断する卓越した実務能力を活かし、取締役会の一員としてフジテックの長期的・持続的成長に貢献していただくことを期待しております。

なお、小手川氏は日本語、英語に堪能なほか、ロシア語、ドイツ語にも精通しています。

(4) 萩谷 麻衣子氏

萩谷麻衣子氏は、1996年の弁護士登録直後から、東京弁護士会人権擁護委員会の委員として活躍され、1998年には同委員会の副委員長を務め、人権擁護活動に尽力されました。その後も、同委員会における活動を通じて得た知見を基に企業におけるコンプライアンスの実現をライフワークとされてこられました。

また、2005年に日本弁護士連合会綱紀委員会の嘱託弁護士となられ、弁護士の懲戒請求事例における問題点の検討、分析及び日本弁護士連合会への報告業務に従事されました。

さらに、2010年から2011年まで日本女性法律家協会の幹事を務め、2014年6月から2017年5月までは同協会の副会長を務められました（日本女性法律家協会は女性法律家（女性の裁判官、検事、弁護士、法学者）によって組織された、女性法曹の地位向上や親睦を深めるための活動をする団体です。）。萩谷氏は、同協会における幹事職及び副会長職のご経験を通じ、女性法律家の国内における活動範囲の拡大、他業種との親睦、国連関係NGO団体との国際交流の推進等に尽力されました。

加えて、2019年には海外需要開拓支援機構の社外取締役就任し、2021年以降現在に至るまで海外需要開拓支援委員会の委員長を務め、同機構並びに投資先企業のガバナンス及びコンプライアンスの構築と維持に注力されています。

このように、萩谷氏には、コンプライアンスの遵守及び女性の社会的地位の向上のために尽力してきた活動の中で培われた豊富な知見を活かして、フジテックの経営及びガバナンスに有益な提言をいただけるものと期待しております。

(5) 杉原 伸生氏

杉原伸生氏は、「命のビザ」を発給してナチスの迫害から多くのユダヤ人の命を救った杉原千畝氏の唯一存命の子息として、世界各地で講演を行い、難民支援と世界平和の重要性を説く活動を行ってこられました。杉原千畝が救った人々は、杉原サバイバー（survivor）と呼ばれ、現在は子孫も含め10万人以上いるといわれており、杉原伸生氏は、毎年サバイバーの会合に招かれています。Silverstein Properties創業者のLarry Silverstein氏もサバイバーの一人であり、Silverstein氏は100億ドル（1兆3000億円）の価値のある不動産を所有しております（新ワールドトレードセンター含む）。その他にも多くの不動産所有者がおり、更なるグローバルなビジネス展開が期待されます。

杉原伸生氏は、ヘブライ大学で経済、経営学、ヘブライ語を学んだ後、1972年にイスラエルにおいてダイヤモンド事業を営むA. Moldawski社に入社し、ダイヤモンド事業に従事されました。その後、日本に帰国し、日本におけるダイヤモンド市場の動向を学んだ後は、ラマト・ガン、アントワープ、ボンベイ、ニューヨーク等に活躍の場を拓げ、ダイヤモンド輸出入等に従事されました。

1989年には、ベルギーにおいてダイヤモンドの採掘、輸出入、ベンチャー投資等を行うベルゴディアを設立し、CEOを務めました。そして、CEOに在任中は、アントワープ、ニューキャッスル、バンコクに研磨工場を設立し、研磨技術者530人を擁する規模にまで成長させました。

さらに、マダガスカルにFilon SARL社、ベルギーにABC Diamonds社を設立し、両社のCEOとして尽力されました。

このように、杉原伸生氏は世界各国でビジネスの最前線を経験されてきただけでなく、難民支援等についても精力的に活動されてきました。

杉原伸生氏には、その貴重なご経験を踏まえて、グローバルビジネスの展開に必要な助言をいただくとともに、ESG（環境・社会・ガバナンス）という観点からも適切な方針策定に貢献していただき、フジテックの長期的成長に寄与していただけるものと考えております。

(6) 津田 晃氏

津田晃氏は、1968年に野村証券株式会社に入社し、秀抜な営業実績を残すとともに、後進育成にも精力的に取り組まれ、1989年に43歳という異例の若さで同社取締役就任され、1996年には代表取締役専務まで務められました。

また、野村証券株式会社の代表取締役専務を退任後は、日本合同ファイナンス株式会社（現在の株式会社ジャフコ）代表取締役専務に就任し、1999年には代表取締役副社長に就任して、多数のスタートアップ企業の育成に尽力されました。

さらに、野村インベスター・リレーションズ株式会社の取締役会長を務められ、IR活動のコンサルティング事業に従事されました。

加えて、老舗のベンチャーキャピタルである日本ベンチャーキャピタル株式会社の代表取締役社長を務め、同社においても、事業の初期段階から積極的に経営に関与し、多くのスタートアップ企業を成長させてきました。その後、日立キャピタル株式会社の取締役、宝印刷株式会社の取締役を務めました。株式会社西島製作所においては監査役を務め、同社のコンプライアンス推進の中核を担ってこられたという実績があります。

現在は、上記の豊富な経験を活かし、株式会社北日本銀行の社外取締役、株式会社FCE Holdingsの社外取締役等を務め、両社の経営を客観的に監視してガバナンスの強化に尽力されています。また、一般社団法人日本コンプライアンス推進協会の会長を務められ、日本企業におけるコンプライアンスの向上に尽力されています。

このように、津田氏は多数の企業の成長・育成及びコンプライアンス推進におい

て秀抜な実績、経験を有しています。津田氏にはその貴重なご経験を踏まえ、客観的な視点からフジテックの経営に適切な助言をいただき、企業価値・ガバナンスの向上のために貢献していただけるものと考えております。

(7) 沖本 普紀氏

沖本普紀氏は、事業会社、金融機関、コンサルティングファームにわたる広範な業界において、国内外での豊富な事業経営・再生の実務経験を有しています。その間、経営者、債権者・株主、アドバイザーのそれぞれの立場で事業の成長と再生に深く関与されてきました。

アドバイザーの分野では、デロイトトーマツのグループ会社社長、ボストンコンサルティンググループの事業再生プラクティスのパートナーなどを歴任しました。また、米系事業再生コンサルティング会社アリックスパートナーズから出向し、国内外の事業会社の暫定CFO職、再建計画立案、業績改善などに従事しました。ATカーニーにおいては主として金融機関に対し戦略立案と実行を支援しました。

一方で、複数の事業会社の経営者（CEO、COO、CFO）として、経営管理の確立やターンアラウンド局面を主導しました。ベンチャー企業経営者としても、関与した2社を上場へと導き、また、起業したコンサルティング会社のデロイトグループへの売却に成功しております。

金融業界においては、富士銀行（現みずほ銀行）において、主として米国における不動産融資・不良債権のワークアウト、SBIホールディングスにおいて、ベンチャー投資審査、ポートフォリオ管理、上場投資先企業の再建で実績を挙げております。

今後、沖本氏の様々な分野における経験を活かし、フジテックの資本政策や、グローバル戦略の立案に寄与していただけるものと考えております。

なお、沖本氏の主な事業経営及びターンアラウンドの具体的実績は以下のとおりです。

- ・LDH（旧ライブドア）のライブドア事件後のCFO/CROとして、百億円規模の上場子会社売却、債権回収などの財務リストラクチャリング、アクティビストファンド株主対応、ボード・マネジメントなどを行い、事業整理、早期の株主配当に寄与
- ・経営不振に陥っていたディジット・ブレーン（当時JASDAQ上場）の代表取締役として、複数の子会社の法的整理を含む組織再編、7割の人員削減などを実施し、結果として在任期間中に時価総額を3.5倍に引き上げ
- ・ターンアラウンド過程で参画したニイウスコー（当時東証二部上場）の副社長CFOとして、前経営陣による粉飾決算の実態解明、人員削減、IR、コンプライアンス確立、銀行団との財務リストラ交渉、民事再生申立てと新スポンサーへの事業譲渡のプロセスを主導
- ・起業したインターネット金融サービス会社の社長として、また、スタートアップのソフトウェアメーカーにCFOとして参画し、2社とも上場に成功

(8) U e n i s h i K e n j i 氏

U e n i s h i K e n j i 氏は、21歳でアメリカ合衆国に渡り、米国の大学及び大学院を修了後、NASAで空気力学コンピュータシミュレーションの研究に従事しました。その後、General Electric社の航空機エンジン部門に研究開発の技術総合職として入社し、26年間同社で勤務しました。U e n i s h i 氏はGE Aviation（航空エンジン部門）の日本支社長として、日本の民間航空会社、航空機関連重工、防衛省に対する営業活動を統括し、日本の民間航空会社（主に日本航空と全日空）におけるGE航空機エンジンのマーケットシェアを6年間で50%から85%に引き上げるなど、同社の日本市場でのビジネス拡大に貢献しました。また、防衛省におけるGEエンジンの認知度も高めました。HondaとGEの合弁会社（GE Honda Aero Engines LLC）の創設者の一人でもあります。

その後、U e n i s h i 氏はGE Energyのアジア太平洋地域社長として、異なる人種、言語、文化を持つ3000人のチームを結束させ、アジア太平洋地域14か国でのエネルギー事業を統括し、売上高を3000億円から5500億円に引き上げ、15%の営業利益率を継続して達成しました。また、アジア地域で多数のローカルリーダーを育成し、米国集中型のグローバルモデルから地域集中型のリーダーモデルへの変革に成功し、同社のBest Practiceとして認められました。

その後、日系大手住宅機器、自動車部品、精密機器メーカー等の取締役、代表取締役を歴任し、2019年にはスイスのスタートアップ企業であるプライスハブルの日本拠点を創設しました。

U e n i s h i 氏には、国際的かつ大規模な事業会社の経験及びグローバルサプライチェーンの成功体験で培われた知見を活かして、フジテックの経営に有益な助言がいただけるものと期待し、社外取締役候補者としてしました。

なお、U e n i s h i 氏は、米国籍であり、ジョージワシントン大学院で航空工学博士号を取得しています。

第3 第2号議案の議案の要領及び提案理由

1 議案の要領

現行定款に、以下の章及び条文を新設する。

第8章 特定の株主に対する情報提供等の禁止

第41条（特定の株主に対する情報提供等の禁止）

当社の取締役は、特定の株主に対し、善管注意義務又は忠実義務に違反

して、職務上知り得た情報を開示、漏洩又は提供してはならない。

- ② 当会社の取締役は、何人に対しても、株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与をしてはならない。
- ③ 当会社の取締役は、株主（直接的又は間接的に総株主の議決権の10分の1以上を有する株主に限る。ただし当該割合の判定に当たっては、当該株主及び共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいう。）の保有する株式を合算して判定するものとする。）と接触した場合、(a)当該接触の事実及び(b)当該接触時において当該株主から伝えられた当会社の業務に関連する一切の要請、要望又は提案を取締役会において報告しなければならない。

2 提案の理由

アクティビストの適切な行動は、会社と株主間の適度な緊張関係からガバナンスを向上させる点において、全株主だけでなく従業員、取引先を含む全ステークホルダーの利益となり、ひいては企業の永続成長に資するものです。

一方、全てのアクティビストが同一ではなく、「会社の利益を守るため」と言いつつも、実質は短期的売り抜けを志向するアクティビストもおります。それに迎合し、その利益のために、アクティビストから提案され選任された取締役が、株主平等原則に違反して、アクティビストに情報提供したり、アクティビストの意向を踏まえた対応をとるといった弊害も生じることがあります。現に、フジテックではそのような弊害が生じているおそれがあります。

このような弊害を防止するために、フジテックの定款に、取締役の守秘義務の明確化及び取締役とアクティビストとの接触内容の開示義務を規定することで、株主平等原則の徹底及び経営の健全化を図る必要があります。この定款変更により、実質的に「フジテックを守る」ことにつながります。

第4 第3号議案の議案の要領及び提案理由

1 議案の要領

現行定款に、以下の条文を新設する。

第42条（業務執行に関する検査役の選任）

総株主の議決権の80万分の1以上の議決権を有する株主は、裁判所に対し、会社法358条第1項に定める検査役の選任の申立てをすることができる。

2 提案の理由

アクティビストの多くの至上命題は「一日でも早く利益を出し、かつ、高く売

れ」と言われるように短期間で高率の利益を実現することであり、これを目指して売り抜けしなければならないので、そのようなアクティビストの利益と会社の長期的利益は一致しません。そのため、そのようなアクティビストは経営の中身を議論するより、会社の長期的利益に反する会社の売却、資産の切り売りや社外流出を目指すという弊害が生じます。そしてフジテックでも、現にそのような現象が発生していると懸念されます。

このような弊害を防止するためには、現状でも会社法358条の資格要件（総株主の議決権の3%以上の議決権を有することなど）を満たす弊社のみならず、概ね一単元以上の株式を有する株主による不正なアクティビストの責任追及を容易にすることが有効と考えられます。

かかる観点から、弊社は、業務執行検査役の選任申立要件を緩和する趣旨の定款変更を提案するものです。この定款変更は、フジテックの永続的成長につながるものです。

第5 第4号議案の議案の要領及び提案理由

1 議案の要領

社外取締役の報酬額を、固定額として、1人当たり年額1000万円に改定する。

2 提案の理由

現在の社外取締役4名の報酬は、基本報酬のみでも1人当たり年額1250万円であり、十分に高額です。しかもこれに加え、当該社外取締役には事後付与型株式報酬（RSU）も交付されることとされており（その基準額は1人当たり1250万円というやはり高額なものです。）、香港のアクティビストファンドであるオアシスの短期的な意向に従順になるよう誘導するご褒美的な側面がある報酬設計になっています。

当該設計により取締役は、企業価値の中長期的な成長よりオアシスの意向に沿った短期的な株価上昇に傾斜した判断になりがちであることを考慮すれば、かかる設計が社外取締役の報酬体系として不適切であることは明らかです。また、一般に、年額約700万円がフジテックと同等の企業における報酬相場とされることを踏まえても、当該報酬体系は高額に過ぎます。

そもそもフジテックが扱うエレベーターやエスカレーターは「人の命を預かる重要な設備」です。それが安心・快適に動くのは、現場の従業員が文字通り命がけでエレベーター等を設置し、地道で誠実な保守をし続けるからです。高層ビルのエレベーターはベテラン社員が数年かけて設置します。危険な作業であり、事故や労災の可能性もある仕事です。また、地震大国たる日本では大型災害が起きれば、フジテックは全社をあげて対応し、社員は週末・夜中を問わず一目散に復旧作業に向か

うのです。

この全役職員の地道な努力の積み重ねによってフジテックの利益は生み出されます。当然ながら、社外取締役であっても、その重みを踏まえ、自分の業務の成果を適切に反映した報酬を受け取るべきです。

そこで社外取締役報酬額を見直し、フジテックと同等の企業における報酬水準に鑑みて、RSUを新たに付与することなく、年額固定額金1000万円とすることを提案します。

第6 第5号議案の議案の要領及び提案理由

1 議案の要領

取締役に対する報酬の支払条件として、以下の条件（クローバック条項）を定めることを提案する。

①取締役が法令に違反（善管注意義務又は忠実義務の違反を含む。）した場合、②取締役が特定の株主に対し利益供与を行った場合、又は、③取締役が特定の株主に対し当該株主を利する情報提供を行った場合、フジテックは当該取締役に対し、報酬額の50%を限度として、報酬の返還を請求でき、又は、その支払を拒絶することができる。

2 提案の理由

投資家から推薦された候補者が取締役となることが、一般的に不適切ということではありません。

しかし、アクティビストから「派遣」された社外取締役の場合、「派遣」元であるアクティビストに内部情報を不当に流したり、アクティビストの指揮命令を水面下で受けたりする危険性が構造的に内在しています。

本来、取締役は、会社を如何に成長させるべきかという強い当事者意識を持たねばならず、取締役が特定の株主のみを利するような対応は許されません。万一、当該取締役が、特定の株主だけの利益になるような行為に及んだ場合、その取締役は報酬の対価となる業務を遂行したとは評価できません。

そこで、取締役のフジテックに対する善管注意義務・忠実義務の遵守及び株主平等原則を徹底するため、取締役が特定の株主を不当に優遇した場合等には、フジテックが報酬の返還等を請求することができるという趣旨の取締役の報酬支払条件を設定することを提案します。

第7 第6号議案の議案の要領及び提案理由

1 議案の要領

現行定款の第25条に、第2項として、以下の条項を新設する。

第25条

- ② ①取締役が法令に違反(善管注意義務又は忠実義務の違反を含む。)した場合、②取締役が特定の株主に対し利益供与を行った場合、又は、③取締役が特定の株主に対し当該株主を利する情報提供を行った場合、当社は当該取締役に対し、報酬額の50%を限度として、報酬の返還を請求でき、又は、その支払を拒絶することができる。

2 提案の理由

投資家から推薦された候補者が取締役となることが、一般的に不適切ということではありません。

しかし、アクティビストから「派遣」された社外取締役の場合、「派遣」元であるアクティビストに内部情報を不当に流したり、アクティビストの指揮命令を水面下で受けたりする危険性が構造的に内在しています。

本来、取締役は、会社を如何に成長させるべきかという強い当事者意識を持たねばならず、取締役が特定の株主のみを利するような対応は許されません。万一、当該取締役が、特定の株主だけの利益になるような行為に及んだ場合、その取締役は報酬の対価となる業務を遂行したとは評価できません。

そこで、取締役のフジテックに対する善管注意義務・忠実義務の遵守及び株主平等原則を徹底するため、取締役が特定の株主を不当に優遇した場合等には、フジテックが報酬の返還等を請求することができるという趣旨の取締役の報酬支払条件を定款に定めることを提案します。

第8 第7号議案の議案の要領及び提案理由

1 議案の要領

現行定款の第24条に、第2項及び第3項として、以下の条項を新設する。

第24条

- ② 当社は、取締役会及び指名報酬諮問委員会の議事を全て録音し、当該録音記録を取締役会及び指名報酬諮問委員会の日から十年間その本店に備え置く。
- ③ 当社は、前項の録音に係る反訳文を、取締役会議事録及び指名報酬諮問委員会議事録に添付する。

2 提案の理由

現在、フジテックの取締役会では、一部アクティビストの影響下にあると思われる社外取締役から緊急提案がなされたり、十分な議論がなされずに決議がなされるなどの強引な議事進行が行われている懸念があります。

取締役会議事録は法律関係の明確化のために作成され、議事の経過及び結果について一応の証拠力を有するものですが、フジテックではこれに加えて、取締役会及び指名報酬諮問委員会の議事経過及び結果を録音によって機械的に記録するとともに、これを保存し、事後的に株主その他第三者による正確な検証を可能とすることで、取締役会の更なる適正な運営を確保すべきです。

第9 第8号議案の議案の要領及び提案理由

1 議案の要領

第1号議案で提案している取締役8名の選任に関する議案につき、うち6名以上の選任に関する議案が承認可決されることを条件として、剰余金の処分を以下のとおりとする。なお、本議案は、第76期定時株主総会においてフジテックが剰余金の処分に係る議案を提案する場合には、同提案の代替として提案するものであるため、会社提案と本提案の双方に賛成することのないよう留意されたい。双方に賛成の議決権を行使したときは、配当金額の高い議案に対する議決権行使を有効と扱うものとする。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

フジテック普通株式1株につき金100円とする。

なお、この場合の総額は、上記の普通株式1株あたりの配当金額（金100円）に、フジテックの第76期定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額、すなわち約79億円となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日

2 提案の理由

株主に対し、会社の業績を勘案した適正な利益還元の実現を図ることが重要で

す。

ただし、持続可能な高水準の配当等の株主還元を可能とするためには、会社の成長とそれを可能にする経営陣の存在が必須です。かかる前提を踏まえたうえで、フジテックの財務状況を詳細に再点検した結果、現在の財務状況下では、剰余金の配当を1株当たり100円とすることが可能であると判断しました。

エレベーター等事業を専業とするフジテックでは、通常概ね100億円ほどを下請等取引先への前金や資材等の調達代金として留保する必要があります。また、新規事業等の準備として概ね100億円を別途内部資金として留保する必要があります。その他、フジテックの事業成長に必要な設備投資等を差し引くと、残余の内部留保金は現時点で約300億円です。また、每期増加する内部留保金も相当な金額であります。

そこで当期の期末配当につきましては、上記のとおり提案します。

当該配当増額によっても、フジテックの財務健全性が害されることはなく、さらなる事業成長を図ることができます。この配当方針について、弊社は少なくとも今後3年間継続することを約束します。

なお、本提案に係る剰余金の処分は、弊社提案に係る候補者が取締役を選任され、これらの者が責任をもってフジテックの経営に当たる場合にのみ、可能になるものと考えております。よって、本議案は、第1号議案で提案している取締役8名の選任に関する議案につき、うち6名以上の選任に関する議案が承認可決されることをその条件といたしたく存じます。

第10 第9号議案の議案の要領及び提案理由

1 議案の要領

第76期定時株主総会において、フジテック又は弊社以外の株主のいずれかが、剰余金の処分に係る議案として、普通株式1株あたり金100円以上の配当金額を提案した場合、その提案金額に金10円を加算した金額を1株あたりの配当金額とすることを、第8号議案に代えて提案する。ただし、第1号議案で提案している取締役8名の選任に関する議案につき、うち6名以上の選任に関する議案が承認可決されることを条件とする。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

フジテック普通株式1株につき、フジテック又は弊社以外の株主のいずれかが提案した普通株式1株あたり金100円以上の配当金額に金10円を加算した金額

とする。

なお、この場合の総額は、上記の普通株式1株あたりの配当金額に、フジテックの第76期定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日

2 提案の理由

短期的利益を志向する一部の強欲な投資家による経営支配を排除し、フジテックの長期的成長を実現する経営陣を確保するためにはこの提案が必要です。

当該配当増額によっても、フジテックの財務健全性が害されることはなく、さらなる事業成長を図ることができます。

本提案に係る剰余金の処分は、弊社提案に係る候補者が取締役を選任され、これらの者が責任をもってフジテックの経営に当たる場合にのみ、可能になるものと考えております。

なお、短期的利益を志向する一部の強欲な投資家が推薦する取締役等経営陣によっては、このような配当及び健全経営を実現することは不可能だと考えます。

よって、本議案は、第1号議案で提案している取締役8名の選任に関する議案につき、うち6名以上の選任に関する議案が承認可決されることをその条件といたしたく存じます。

各提案の詳細及び関連情報については、下記のホームページをご参照ください。

フジテックを解放する 正式ホームページ

<https://www.freefujitec.com/>

以上